Q 図上訓練の次回実施は

新政会
神吉 史久

三村理事 A 実施時期は未定

▲繰り返し実施が必要な災害対策本部図上訓練

問 **2月17日の災害対策本部図上訓練では、次々と入る情報に混乱し訓練を中断する事態になった。運営力強化のためには、早期に繰り返し実施する必要があると考えるが、今後の予定は。**

答 繰り返し訓練を行う重要性は訓練参加者全員が共通認識しているが、実施時期は未定。

問 **次回実施のためには、問題点の整理と対策、次回実施までのスケジュールを組んで行う必要があるのではないか。**

答 現在、スケジュールを組んでいないが、今年度中には次回の実施をしたい。

Q 非婚世帯への寡婦（寡夫）控除みなし適用は

枡田理事 A 考えていない

問 **非婚母子・父子家庭の保育料算定に寡婦控除をみなし適用する考えは。**

答 国の制度でないものは、播磨町が定める保育料の算定時においても考えられない。

問 **所得額の同じ母子家庭でも、婚姻歴の有無により保育料が異なるのは不公平ではないか。**

答 一人で育児するという現状は似ていても、その過程が違っている。

寡婦控除みなし適用とは

寡婦控除は離婚や死別など婚姻歴がないと適用されないため、母子家庭でも非婚家庭には適用されないことが不公平との考えなどから、保育料などの自治体が定める料金の算定時に、寡婦控除が適用されたものとして計算する制度。

Q 通学路の安全対策を

日本共産党 代表質問
田中 久子

教育長 A 解決策を考え実行していきたい

▲横断歩道がない通学路

問 **亀岡市での痛ましい事故が発生したことを受け、文科省と国交省、警察庁は全国の小学校に緊急点検を指示し、各学校に安全対策を取るように求めている。町内の危険な通学路は。**

答 町内の通学路には、おおむね20カ所の危険なところがある。今後は関係機関を通じて改善をお願いすることや、文科省の通知の中で点検し、具体的な解決策を考え、実行していきたい。

問 **東野添3丁目の交差点に信号の設置を要望していたが、その後は。**

答 現状を確認したが、設置は困難とのこと。

Q 柔道授業での安全対策を

教育長 A 安全に十分配慮したい

問 **今年から中学校の体育授業で武道が必修となったが、全国的に事故が多発している柔道を必修とした理由は。**

答 体育教師6人が柔道指導の経験を有しており、設備が整っている。

問 **指導者に対し研修の実施は。**

答 5月に安全講習会が開催され、傷害防止や指導計画の作成研修を行い、夏休みに「中学校武道指導研修会」を実施予定。

問 **必修化に伴い道場の改修が必要では。**

答 適切に対応する。

問 **安全対策の計画は検討されているのか。**

答 安全マットを使うことや、指導面ではグループに分けて、生徒の状況をよく把握しながら、きめ細かく対応したい。

Q 社協バスの有効活用を

新政会
福原 隆泰

町長 A 購入は考えていない

▲住民活動や交通弱者の移動を支援する活用を

問 **社会福祉協議会が保有するバスを交通弱者の買い物や通院の足として、あるいは町バスと共に住民活動を支援するために活用できないか。**

答 当初デイサービス利用者のために購入されたが、近く廃車する予定。現在は小回り可能な普通車などに変更している。

問 **車いすも利用できる特殊な車両なので町で買い取るか、事業化して社協へ運行委託することはできないか。**

答 町バスの利用目的の分析や、社協が事業を受けることができるのか検証も必要。通院などの限られた目的のために莫大な投資はできない。

問 **たこバスやかこバスとの連携・乗り入れを進めることはできないか。**

答 たこバスには2千万円、かこバスには700万円の経費が伴う上、町内全般への効果が薄いため断念した。

Q 町有地の有効活用は

三村理事 A 利用計画は未定

問 **8万1000㎡を超える町有地があるが、そのうち6389㎡の野添城内の土地は周辺の開発が進む中、放置されたままである。**

答 市街化調整区域のために開発用途が限られる。財政状況から公共施設を建てることは難しい。現時点で利用計画は未定。

問 **本荘東の漁港埋立地の活用は。**

答 暫定利用は可能で、地域などの活用提案があれば前向きに協議する。

請願と陳情

町政について実現してほしいことなどを議会に要望する制度として、請願・陳情があります。

請願の場合には議員（１人以上）の紹介が必要で、本会議や常任委員会などで慎重に審議・審査した後、結論を出します。陳情は、議長が審議する必要があると認めた場合、請願と同様の取り扱いをします。

▶提出方法　Ａ４・縦長の用紙に邦文を用いて、提出年月日・住所・氏名（法人の場合には、その名称と代表者の氏名）・件名・趣旨・項目を明記し、氏名の右側に押印のうえ議長あてに提出します。書式は、播磨町議会ホームページからダウンロードできます。

▶提出時期　随時受け付けをしていますが、定例会の開会前に行われる議会運営委員会の２日前の午後５時までに受理されたものは、原則としてその定例会で審議します。

＊受理された請願書と陳情書の記載事項（請願者と陳情者の住所・氏名・印を含む）は、議会の公文書として情報公開の対象となります。

【請願書の記入例】　（A4版・縦）

平成　年　月　日

播磨町議会議長　○○○○○　様

○○○○○についての請願書

（請願者）
住　所
氏　名　　印
（紹介議員）
氏　名　　印

※陳情書の場合は、紹介議員の記名・押印は不要です。

1　件　名

○○○○○○○○○○に関する件

2　請願の趣旨

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

→記入の仕方など詳しくは議員または議会事務局へ